

令和3年2月22日

会員各位

龍野地域雇用開発協会

「同一労働同一賃金」セミナー（ご案内） ～最高裁判例に学ぶ実務対応～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会事業運営につきまして、格別のご協力ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より中小企業において「同一労働同一賃金」が施行されます。最高裁判所は昨年10月に非正規労働者と正規労働者の待遇格差が問題となった事件について、今後の実務対応に影響を与える判決を下しました。そこで今回、「同一労働同一賃金セミナー」を開催し、判決内容だけでなく企業として今後注意が必要となる実務のポイントについて解説いたします。

ご多忙のこととは存じますが、ぜひご参加下さいますようご案内申し上げます。

敬具

記

日 時： 令和3年3月18日（木） 午後2時00分～4時00分

会 場： 龍野経済交流センター 2階会議所ホール

内 容： ①同一労働同一賃金の基本的な考え方

- ・そもそも同一労働同一賃金とは
- ・求められる説明責任義務とは
- ・不合理か否かの判断基準

②最高裁判例から考える実務対応

- ・最高裁判例からみる基本給・諸手当・賞与・退職金制度に与えた影響

③定年再雇用者に見る「同一労働同一賃金」のポイント

- ・高齢者のやる気を引き出す処遇の見直し方
- ・「ズバリ実在賃金」からみる最新の賃金情報

講 師： 社会保険労務士法人キラリス 社会保険労務士 砂山 真氏

受 講 料： 無 料

定 員： 会場30名／オンライン100名

主 催： 龍野地域雇用開発協会

共 催： 龍野公共職業安定所

お申込み： 本申込書を3月11日(木)までにFAX(0791-63-4141)にてお申込み下さい。

お問合せ： 龍野地域雇用開発協会 担当：藤原 (TEL 0791-63-4141 / FAX 0791-63-4360)

備 考： ①会場またはオンラインにてご受講いただけます。新型コロナウイルス感染拡大状況によってはオンラインのみとなる場合があります。予めご了承ください。

②＜セミナー当日の新型コロナウイルス感染症対策＞会場は感染症対策を徹底いたします。会場受講時は手指消毒やマスクの着用にご協力をお願いいたします。

以上

FAX 0791-63-4360

「同一労働同一賃金」セミナー申込書

(R3. 3. 18)

受講者名	受講方法	事業所名
	会場・ZOOM	電 話
	会場・ZOOM	FAX
		メールアドレス

オンライン(ZOOM)での受講を希望される方は、メールアドレスにURLを送付しますので必ず記載してください

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた情報は、各種連絡・情報提供のために利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。